

飲酒に伴う不祥事の根絶に向けて

飲酒をすると、判断力、情報処理能力、注意力及び運動機能等が低下し、思いがけず取り返しのつかない、悔やんでも悔やみきれない事故が起こる場合がある。

多くの人たちを不幸にする飲酒に起因した事故を起こさないよう、自らの行動を律するとともに、お互いに声を掛け合って、節度ある行動をすること。



1 飲酒に伴う事故例

○飲酒運転での交通事故 → 県立学校 教諭 免職

教諭は、居酒屋で飲酒した後、普通自動車を運転して、帰宅する途中、赤信号で停車していた普通自動車に追突する事故を起こし、現場に到着した警察署員から呼気検査を受け、基準値を超えるアルコールが検出されたため、道路交通法違反（酒気帯び運転）の容疑で検挙された。

※免職：職を失い、退職手当の支給が制限され、教育職員免許状も失効する。

○飲酒後のセクシュアルハラスメント → 県立学校 教諭 停職3か月

教諭は、居酒屋で行われた懇親会で、同僚職員に対し、手や脚等に触るセクハラ行為を行うとともに、帰宅途中、駅のホームで、同僚職員にキスをした。

※停職：最大6か月、職務に従事することができず、その間は給料等が支給されない。

○その他、飲酒による判断力の低下により、暴力行為、わいせつな行為、盗撮、窃盗、個人情報の紛失等も起こるおそれがある。

2 飲酒運転に係る懲戒処分、行政処分、罰則について

	酒気帯び運転		酒酔い運転
	呼気中アルコール濃度 0.15mg/l 以上 ~ 0.25mg/l 未満	呼気中アルコール濃度 0.25mg/l 以上	アルコールの影響により車両等の正常な運転ができないおそれがある状態
懲戒処分	交通事故 : 免職 交通法規違反（発覚）: 免職又は停職		免職
運転免許に係る行政処分	免許停止 : 期間90日 基礎点数 : 13点	免許取消し : 欠格期間2年 基礎点数 : 25点	免許取消し : 欠格期間3年 基礎点数 : 35点
罰則	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

※欠格期間：運転免許の取消処分を受けた者が、運転免許を再度取得することができない期間（上記の行政処分は、前歴及びその他の累積点数がない場合）

3 飲酒に伴う不祥事の根絶に向けて

（できている項目を☑し、できていない項目は改善すること。）

- 飲酒は、たとえ少量であっても、判断力や運動機能等の低下を招き、思いがけず取り返しのつかない事故につながる可能性があることを認識できている。
- 原則、飲酒を伴う会合等には、自家用車で行ってない。
- 飲酒を伴う会合に参加する場合の交通手段については、所属長が実態を把握している。
- 車を運転する者に飲酒させた者、同席していた者も罪に問われることを認識し、お互いに声を掛け合って、節度ある行動をすることができている。
- 夜遅くまで飲酒した場合の翌朝や、飲酒後、仮眠をとった場合でも、体内にアルコールが残っている可能性があるため、翌朝や仮眠後の自家用車等の運転を控えている。（又は、普段から全く飲酒しない。）
- 宴席等で、周囲の人の体に触れたり、わいせつな話で盛り上がりすぎたりしていない。